

一般社団法人 日本緩和医療薬学会 功労賞授賞者選出細則

(趣旨)

第1条 本細則は、本会の活動に功労のあった者を表彰するために定める。

(資格)

第2条 受賞者は下記のいずれかに該当する者とする。

(1) 本会会員歴 10 年以上会員で、永年にわたり緩和医療薬学に関する学問の発展、普及、さらには本学会の発展に貢献した者。

(2) 前項に準ずる功労があった者。

(推薦)

第3条 社員は、所定の様式により、功労賞受賞候補者を推薦することができる。

(表彰委員会および選出方法)

第4条 表彰委員会は理事および学会外の有識者からなる若干名で構成する。表彰委員会には委員長および副委員長をおく。委員長には総務委員会委員長があたり、副委員長は委員長が指名する。表彰委員会は受賞者を選出し、理事会で承認を得る。

(表彰等)

第5条 本賞受賞者には、総会において賞状および記念品を授け表彰する。また、受賞者氏名および受賞内容等を本会の機関誌に発表する。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 本細則は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。